

令和5年第5回

君津市農業委員会議事録

令和5年5月8日（月）

令和5年第5回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年5月8日（月）午後2時00分から午後2時50分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第 1 会期の決定
日程第 2 議事録署名委員の指名
日程第 3 議案第 1号から議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請
について
日程第 4 議案第 9号から議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請
について
日程第 5 議案第15号から議案第17号 農地法第5条の規定による事業計画変
更申請について
日程第 6 議案第18号 令和5年度第2次農用地利用集積計画
について
日程第 7 議案第19号 令和4年度の目標及びその達成に向け
た活動の点検・評価について
日程第 8 報告第 1号から第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出について
報告第 9号から第19号 農地法第5条第1項第7号の規定によ
る届出について

出席委員（12名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次
12番	江澤	康雄	13番	鈴木	清

欠席委員（1名）

14番 粕谷 定嗣

出席した職員

事務局長	永田 聡
主幹	宇佐美 宏
事務局次長	永畷 一環
主任主事	江澤 俊太
会計年度任用職員	白石 勇一
上総事務所長	川名 勲
経済環境部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦勞さまでございます。

大型連休が明けました。皆さんいかがお過ごしだったでしょうか。報道によりますと、4年ぶりという言葉が大分踊りまして、行動制限のないゴールデンウィークということで、大分人も移動して、経済もちょっと回ったんじゃないかなという報道があちこちで見られます。特に国内旅行につきましては、もうコロナ禍以前の20%増しの人出が動いたということでございます。やはり、こういったときに経済が動けるといふ、やはりそういう力が日本国民にはあるんだなというふうに思うことは、やはり明るい材料の1つかなと思います。そういった中でも、世界を見ればまだまだ問題もあるし、まだこの連休終わりにかけまして地震やら、ちょっと気象的な災害が起きていますけれども、これはもうなかなか自然には勝つことができせんけれども、最小限の被害に終わることを願いたいというふうに思っております。

それでは、本日の総会よろしく願いいたします。

◎諸般の報告

会 長 4月の総会以降の会議・行事等ございませんでしたので、早速総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第5回君津市農業委員会総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私か

ら指名をいたします。

5 番、笹本幸恵委員、6 番、宇野真弘委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 8 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 農地法第 3 条の許可申請の内容について説明をいたします。

第 1 号議案でございます、常代地先の田 3 筆、面積 4,121 平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 6,757.45 平方メートルの農地を経営をしております、農機具は耕運機を所有し、トラクター等機械は、譲受人の地元から借り受けて耕作するとのことでございます。

農作業従事日数は 150 日を超えておりまして、資格等について問題ないと思われま

次に、議案第 2 号について説明します。

白駒地先の畑 2 筆、面積 1,199 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農地の管理ができないため、譲受人は退職を機に野菜作りなど農業に取り組みたいでございます。

許可基準として、譲受人は現在農地を所有しておりませんが、借受けた農地で 10 年ほど前から野菜等の栽培を行っているとのこと。農機具は耕運機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は 150 日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

議案第 3 号について説明します。

戸崎地先の畑 1 筆、面積 492 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 1 万 646 平方メートルの農地を経営をしております、農機具はトラクター、田植え機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明します。

箕輪地先の田1筆、面積419平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は自宅に近く耕作しやすいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在農地を所有しておりませんが、家庭菜園でも野菜の栽培を3年ほど行っているということです。農機具は耕運機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

議案第5号について説明をいたします。

三田地先の田3筆、面積1,139平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により耕作が難しいため、譲受人は自宅に近く耕作しやすいためです。譲受人は現在7万1,437平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

議案第6号について説明します。

三田地先の田1筆、面積991平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により耕作ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は現在8,397平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、農業用トラック、乾燥機、もみすり機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

続きまして、議案第7号について説明します。

浦田地先の田2筆、畑2筆、合わせまして面積3,075平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由として、譲渡人は農業を継ぐ者がなく離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2万6,625平方メートルの農地を経営しておりま

して、農機具はトラクター、バックホー、スプレッター、フレールモア、ダンプトラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えて、資格等については問題ないと思われま

次、議案第8号について説明いたします。

向郷地先の田1筆、面積769平方メートルを、贈与により所有権を移転するものでござい

ます。申請理由といたしまして、譲渡人は農地の管理ができないため、譲受人は隣接地を所有し

ており、譲渡を受け、農業経営の規模を拡大したいでござい

ます。許可基準といたしまして、譲受人は現在1万2,578平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈り機、軽トラックを所有しております。

年度農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。以上で事務局のほうの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、2番、鮎川委員からお

願いします。鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

国道127号線の常代交差点から六手方向に進み、地図の宮下公園付近から左に入って400メ

ートルほど行った右側と、900メートルほどの左側が申請地になります。4月26日に譲受人及び代理人と現地確認を行いました。申請地は田んぼとして耕作されておりました。この田んぼは所有者でなく、ほかの人に貸して耕作してもらっているということです。譲受人は水稻を耕作する機械を所有しておりませんが、下湯江・中富でも機械を借りて耕作をしているそうです。常代でも機械を借りて耕作をするつもりだと言っておりました。

特に問題ないと思われま

す。御審議よろしくお

願いします。議長 続きまして、議案第2号について、6番、宇野委員からお願いしま

す。宇野委員 6番、宇野です。

4月26日に譲受人の方と現地でお会いし、確認をしました。

場所は別冊を御覧ください。

成願寺の池の脇の道をずっと上がって行って、白駒の台の上の山林の中にちょこんとある農地で、周りはほとんど山林で、その人の作っている部分だけが一応農地というような形でした。

それで、本人は前からここで借りて家庭菜園をやっていたんですが、今回、老後ゆっくりと自分の場所にして家庭菜園の続きを楽しみたいということで、特に農地以外の目的も考えていないようですし、周りは山林ということもあるので、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続きます、議案第3号ないし第4号について、11番、鳥海委員からお願いします。
鳥海委員 11番、鳥海です。

第3号議案について、現地調査について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊3ページを御覧ください。

中央付近、久留里方面から来て戸崎2の信号を左折すると木更津方面ですが、その信号を直進して農道を行った、500メートル行ったところです。

4月26日、譲受人に連絡を取り、現地でお話を伺いました。譲渡人は相続で取得しましたが、農業経験も全くなく、ほとんどの農地は他人に貸してあり、本人は耕作をしておりませんでした。譲受人は近くに自分の農地があり、10年ぐらい前からその耕地を借りてもう耕作しており、現在も数種類の野菜を植えてあり、きれいに管理されておりましたので、全く問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

続いて、第4号議案について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊4ページを御覧ください。

地図上の久留里街道と書いたところに入って行き、JRの踏切を超えて500メートル行ったところです。

4月27日、譲受人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。譲渡人は農業経験がなく後継者もないため、農地の維持管理ができないとのこと。譲受人は自宅近くで、自宅のすぐ前の場所であったので、3年前から借りて耕作をしており、現在も野菜をいくつか作付してありました。今後も家庭菜園程度として何種類かの野菜を作付したいとのことでしたので、

問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第5号ないし第6号について、10番、田丸委員からお願ひします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案第5号・6号についてご説明いたします。

5号ですけれども、申請内容は事務局の説明のとおりです。

4月23日、代理人の方に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですが、別冊5ページを御覧ください。

久留里街道、久留里馬来田バイパスです、味楽園から500メートルぐらい行きまして左側が申請地になります。

譲渡人は10年以上譲受人に耕作を依頼していましたが、高齢になり今後のことを考えて売却することにしたそうです。また、譲受人は自宅が近くて、経営規模の拡大のためです。

特に問題ないと思われます。

続きまして、議案第6号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

4月23日、代理人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所は、別冊5ページです。

410号バイパス味楽園の信号を右折しまして、高橋工務店の手前右側が申請地になります。

譲渡人は相続で取得をしましたが、長年譲受人の親に耕作を依頼しておりました。高齢になり、このたび贈与したとのこと。譲受人は贈与を受けて、経営規模拡大のためです。

特に問題ないと思われます。よろしく御審議をお願ひします。

議 長 続きまして、議案第7号ないし第8号についてを12番、江澤委員からお願ひします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案7号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

4月20日に、代理人と現地で会いました。

場所は別冊資料の6ページにあります。

久留里線の手前の2枚の田と畑です。その図面の上は小さな川になっていますので、川の手前です。きれいに草刈りされてあるところと荒れた畑と両方ありました。譲渡人は耕作できなくて離農したいため、譲受人は経営規模の拡大のため今回の申請です。

特に問題ないと思ひますので、よろしく御審議お願ひします。

続きまして、12番、江澤。

議案第8号について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

4月20日、代理人と現地で会いました。

場所は別冊資料の7ページにあります。

地図上の前田鐵鋼建設の手前を左に入りまして、200メートル先の大宮神社とありますが、その手前を右に上る道があります。それを50メートルぐらい上った梅畑になります。

譲渡人は管理ができないため、譲受人は、隣接地を所有していて農業経営の規模拡大をしたいためです。今回の申請です。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議お願いします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 真板委員。

真板委員 2号議案のことで4号議案、これ、両方とも本人が所有されていない状態で土地の取得ということですが、下限面積がなくなった関係でこうなっているのでしょうか。

議 長 事務局。

白石会計年度任用職員 この4月から下限面積が撤廃されまして、農地を所有していなくても耕作が可能であれば、申請を受け付けるということになりました。

真板委員 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見が出ませんので、それでは、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。
(举手全員)

議 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第9号ないし議案第14号

議 長 日程第4、議案第9号ないし第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第9号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

大山野地先の田2筆、面積1,364平米を太陽光施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域で、農地区分は第2種相当となります。

現在不作地である申請地に太陽光パネル168枚を設置したいとのことです。敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は該当なしで、排水は雨水のみで自然浸透式とし、汚水排水の該当はありません。

工事中は、住宅も近く道路も生活道路なので、騒音等十分注意を払います。発電施設周囲の安全に考慮し、全体にフェンスの設置を施します。配線工事についても絶縁パイプに入れ

て埋設いたします。

議案第10号について説明いたします。

中島地先の畑2筆、面積1,118平方メートルを太陽光施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種相当となります。

現在不作地である申請地に太陽光パネル156枚を設置したいとのことです。敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は該当なしで、排水は雨水のみで自然浸透とし、汚水雑排水は該当ありません。

工事中は、住宅も近く道路も生活道なので、騒音等十分注意を払います。発電施設の安全に考慮し、周辺にフェンスの設置をいたします。配線工事についても絶縁パイプに入れて埋設いたします。

議案第11号について説明します。

糸川地先の畑4筆、面積3,964平方メートルを太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在不作地である申請地に太陽光パネル608枚を設置したいとのことです。敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は該当なしで、排水は雨水のみで自然浸透し、汚水排水は該当ありません。

工事中は、安全保安員を任命し、安全確保に努めます。施工後は施設の立ち入りができないようフェンスを設置し、遠隔にて監視いたします。周辺農地への営農条件の被害対策につきましては、施設の場所・高さを配慮し、日当たりを確保します。また、敷地内の雑草等も除草を徹底し、周囲の日当たりの影響がないよういたします。

議案第12号について説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

鎌滝地先の田1筆、面積551平方メートルのうち敷地面積499平方メートルに建設面積129.18平方メートルの農家住宅に転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人が農業の後継者として戻るのにあわせ農家住宅を計画しています。また、譲渡人の現在の住居は土石流警戒区域に指定されており、台風や大雨などの増水時にその都度敷地の土砂が洗い流され、復旧を繰り返す危険な環境でありますので同居する計画です。

用水は既存の井戸を利用し、雨水と生活雑排水は合併浄化槽で処理し、既存の排水路に放

流します。

工事中はフェンスにて仮囲いを設置・施錠します。周囲の農地日照・通風の影響がないよう建築計画を考慮いたします。

議案第13号ないし議案第14号について同一事業のため、一括して御説明いたします。

山本地先の田3筆、面積1,373平方メートルのうち620.97平方メートルを資材置き場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、資材置き場として使われているその脇の拡張です。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とし、排水は発生しません。

工事中、粉塵・ビニール等の飛散防止・防音等に最善の注意を払います。工事完了後は防犯カメラを設置し、安全に配慮いたします。周辺の農地には、日照・通風の影響がないよう、置場利用を行います。土砂の流出に十分配慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第9号について、2番、鮎川委員からお願いいたします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第9号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊8ページを御覧ください。

館山自動車道の君津パーキングスマートインターチェンジ方向に入り、館山道の下をくぐって200メートルほど行った右側が議案第9号の申請地となります。

4月25日に代理人と現地確認を行いました。申請地は地目は田んぼですが耕作されておらず、草刈り等はきれいにされており、管理された状態でした。

所有者は高齢で病気がちで農地を縮小したいので、太陽光発電で活用してもらいたい意向だそうです。譲受人は周辺で太陽光発電事業を多く行っており、特に問題も出ていないようですので、今回問題ないと思われれます。御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第10号について、4番、小笠原委員から申し上げます。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第10号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりであります。

申請場所は、別冊 2 ページを御覧ください。

現場は成願寺の南方約800メートル付近に位置する畑であり、4月19日、代理人の行政書士立ち合いによる現地確認を行いました、現地は耕作がされていて、太陽光発電設備で特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第11号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

議案第11号について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊9ページを御覧ください。

右上に大江戸温泉物語君津の森があります。そこから間野方面に1.2キロメートルほど行き右折、200メートルほど行ったところを右折し、800メートルくらい行ったところの右側になります。

4月26日、午後2時ごろに譲受人の担当の方と、譲渡人の中の現地在住の方と息子さんにお会いし、現地の確認と聞き取り調査をしました。

現地は、シカ・イノシシなどの害獣が多く、隣接する畑にはフェンスや電気柵が設置されていました。申請地には栗などの木が植えられていて、下草刈りなどきれいにされていました。譲受人は、栗の木など伐採・伐根し、適切に処理するとのこと。また、パネル設置に関しては、周辺の住宅や畑に影響がないようにしますということでした。譲渡人は、兄弟でこの畑を共有していましたが、年齢的に維持していくのが困難な状況であるため、今回のお話となりました。

特に問題ないと思われまますが、御審議のほどよろしくお願いします。

議長 議案第12号につきましては、後の議案15号のときに一緒に説明をしていただきたいと思ひます。

それでは、議案第13号ないし14号について、10番の田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案13号、14号は譲受人が同一ですので、続けて御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

4月24日、代理人に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですけれども別冊11ページを御覧ください。

410号バイパスからマルユー食品のほうに右折しまして、久留里線を渡り、久留里街道を左折して100メートル左側が申請地になります。譲受人の資材置き場が久留里街道沿いであり、その裏側、久留里線との間が今回の13号・14号の申請になります。

使用中の資材置き場との高低差はなく、整地して砕石を入れて使用するとのお話でした。隣接する農地所有者には承諾を得ており、特に問題ないと思われまます。よろしく御審議お願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

意見、質問等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

なお、議案第12号につきましては、本日審議予定の議案第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてと関連がございますので、議案第15号の審議後に採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第12号については、議案第15号の審議後に採決をいたします。

それでは、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第15号ないし第17号

議長 日程第5、議案第15号ないし第17号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案15号について御説明いたします。

議案第12号に係る事業承継の案件で、当初、兼業農家である譲渡人が自己の自動車板金工場を起業する予定で転用許可も得ましたが、同居する家族の健康上の理由で断念していましたが、譲受人である後継者の農家住宅として計画を変更します。

議案第12号で説明したとおり、譲受人が農家住宅として転用する計画変更の申請です。

議案第16号について御説明いたします。

戸崎地先の畑1筆、面積2,555平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取事業用地として令和5年6月30日まで許可を得ていましたが、令和6年6月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議案第17号について御説明いたします。

寺沢地先の田1筆、面積3,299平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和5年6月30日まで許可を得ていましたが、令和6年6月30日までの計画変更がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告も

なく、問題ないと思われます。

以上です。

議長 それではここで、議案第12号と議案第15号につきまして、宇野委員から報告をお願いいたします。

宇野委員 6番、宇野です。

詳細は事務局の説明のとおりです。

場所は別冊を御覧ください。

現地は鎌田歯科の隣接する農地で、はす向かいにあすなる理容室と1枚挟んで隣に自動車工場がある場所です。鎌田歯科の隣と思ってもらえれば、場所はあっていると思います。

譲渡人が自動車板金工場をする予定で、埋立をした後草刈りだけの管理をしているような状態で維持されていた場所で、今回、その譲受人、息子さんに当たる方が家を建てるのと、自分の実家の田んぼを会社員続けながらやるに当たって、今回の場所がちょうどよかったということで申請して、これを機に家に入ってもらえるということで、特に問題はないと思います。

周辺農地に対しては、埋立等されているんですが、用水が奥の田んぼに行くように、埋設して用水路を自分でつくってあったり、あとは、周りの地権者や近隣の方、近所になるんですけれども、同意も得ての今回の申請になっているので、特に問題ないと思われます。よろしく審議のほどお願いします。

議長 それでは、ただいまの12号に関する現地報告と、先ほどの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

ただいま議案第15号が採決され許可相当との意見となりましたので、議案第12号について採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第18号

議長 日程第6、議案第18号 令和5年度第2次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いいたします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉でございます。

議案第18号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和5年度第2次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書8ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区5件、8筆、1万4,055平方メートル、小糸地区1件、2筆、1,422平方メートル、合計6件、10筆、1万5,477平方メートルでございます。

今回は所有権移転はございません。

個別案件につきましては、議案書9ページから11ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では令和5年4月1日の施行日より前、いわゆる旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第18号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第18号について、賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎議案第19号

議長 日程第7、議案第19号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

はじめに事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第19号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを説明いたします。

議案書その2を御覧ください。

本案は、令和4年度中の農業委員、農地利用最適化推進委員の個別の活動・成果の実績について意見を求めるものになります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員おのこの活動実績や成果実績については、農業委員会による最適化活動の推進についての通知により、評価・点検することとなっております。当委員会の委員28名の活動や成果を取りまとめた結果、令和4年度の目標に対してやや期待を下回る結果となったものが多数を占めることとなりました。このことについて意見があればお願いいたします。

なお、総会で出た意見については、個々の評価表に記載し、各委員に通知を行うことといたします。

説明は以上になります。

議長 ただいまの事務局の説明について、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

鮎川委員。

鮎川委員 2番、鮎川です。

この成果目標の達成状況についてのところ見ると、目標に対して、例えば新規集積面積というのが、目標が0.47ヘクタールに対して実績が2.7ヘクタールとなっているんですけども、これは要するに、実績のほうが上回っているのに、目標に対して期待を下回る結果にな

ったということなんですか。

議 長 お願いします。

江澤主任主事 お答えいたします。

集積に関しては委員28名、かなりの成果・実績を上げていただいている、担当エリアの集積がかなり多かったので、その点は超えているんですけども、遊休農地の解消については目標にっていない。また、新規参入については、新規に参入してきていただいている方はいるんですけども、委員が仲介して新規で入ってきた方の目標面積に達していないというのがありまして、その辺を全てまとめるとこのように結果になります。

以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、意見等がないようですので、今回の当該点検・評価結果等につきましては取りまとめた上で、インターネットの利用その他適切な方法で公表するとともに、市町村長・都道府県知事及び農業委員会ネットワーク機構に報告をいたします。

◎報告第1号ないし第19号

議 長 日程第8、報告第1号ないし第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第9号ないし第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第19号について、質問、意見等がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第19号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和5年第5回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和5年第6回農業委員会総会は、令和5年6月5日月曜日、市役所6階災害対策

室にて開催する予定でありますので、よろしくお願いたします。

(午後2時50分)